

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）】
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について</p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第69条の4及び第69条の13の規定に基づく申立てに係る審査については、平成20年4月1日から、関税法基本通達の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">第1章 輸入差止申立ての審査</p> <p>法第69条の13第1項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。以下同じ。）の審査の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>1～2（省略）</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求めた以降は、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）</u>」によることとする。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p>(3) 上記(1)の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理又は不受理について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、<u>上記(1)の補正又は添付資料等の追加提出等がなされたが、その内容では当該輸入差止申立てを受理できないことが明らかな場合及び上記(2)の期限を徒過し、その説明を求めて申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。</u></p> <p>(4)（省略）</p> <p>4 <u>輸入差止申立ての取下げについて</u></p> <p><u>申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立書」を受け付けた後受理又は不受理の決定をするまでの間に、申立人から書面（任意の様式）により当該輸入差止申立ての取下げの申し出があった場合には、これを認めるものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、関税法基本通達69の13-6（2）に基づき予想される輸入者等に対し連絡を行った場合は、当該連絡をした者に対し申立てが取り下げられた旨を連絡し、また、上記2の（1）及び（2）に基づき「輸入差止申立書」等を送付し</u></p>	<p>知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について</p> <p>関税法（昭和29年法律第61号）第69条の4及び第69条の13の規定に基づく申立てに係る審査については、平成20年4月1日から、関税法基本通達の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知されたい。</p> <p style="text-align: center;">第1章 輸入差止申立ての審査</p> <p>法第69条の13第1項の規定による申立て（以下「輸入差止申立て」という。以下同じ。）の審査の手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>1～2（同左）</p> <p>3 総括知的財産調査官による審査</p> <p>上記2の(1)により「輸入差止申立書」及び添付資料等の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、次のとおり審査事務を行うものとする。ただし、法第69条の14の規定により専門委員へ意見を求める場合には、<u>この限りでない。</u></p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 上記(1)の審査の結果、当該輸入差止申立ての受理又は不受理について任意の書式で意見書を作成し、当該輸入差止申立ての申立先税関の本関知的財産調査官に送付するものとする。なお、上記(2)の期限を徒過し、その説明を求めて申立人が応答しない場合には、当該輸入差止申立ての全部又は一部を不受理とする旨の意見書を送付して差し支えない。</p> <p>(4)（同左）</p> <p>4 <u>（新規）</u></p>

新旧対照表
【知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ている場合には、総括知的財産調査官及び送付先税関の本関知的財産調査官にその旨通報する。</p>	